

## 主な論点【審理手続・証明責任・判決、裁量の審査】

### 1 主張・立証責任を行政に負担させること

行政訴訟では、行政の説明責任や原告の主張・立証の負担を軽減する観点から、国又は公共団体がその行為が適法であることの主張・立証責任を負うことを定める規定を行政事件訴訟法に設けるべきであるとの考え方があるがどうか（国や公共団体の費用で事実の調査をする制度を設けるべきであるとの意見もある。）。

この考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 証明責任は、法律に定める要件ごとに実体法の解釈によって定まるものであり、それぞれの実体法の規定の趣旨や要件の内容などを個別に検討することなく、訴訟法において一律に定めることは適切でないとの指摘

イ 処分又は判決の理由の説明や記録の提出等を行政庁に命ずることなどで原告の主張・立証の負担を軽減することを検討しつつ、証明責任に関する実体法まで変更するかどうかは、慎重に検討する必要があるとの指摘

### 2 処分の理由等の変更の制限

処分の理由等が訴訟の前やその初期の段階で示されたものから変更されて原告の主張・立証の負担が増大しないようにする観点から、たとえば、行政手続法で理由の提示が要求されている処分については、訴えが提起された後に理由を変更することができないことを規定するなど、処分の理由等の変更を制限すべきであるとの考え方があるがどうか。

この考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 行政手続法で理由の提示を定めた趣旨は行政処分が慎重にされることを担保するためであり、その後の理由等の変更を制限する根拠にならないとの指摘

## 主な論点【審理手続・証明責任・判決、裁量の審査】

イ 処分の理由等の変更を制限すべき範囲を一概に定めることは困難であるとの指摘

ウ 時機に後れて提出された攻撃防御方法の却下など民事訴訟の一般原則（民事訴訟法第 157 条参照）とは異なる主張の制限を規定する必要があるかどうかは、慎重に検討する必要があるとの指摘

### 3 事情判決の制限

事情判決の制度によって国民の権利救済が必要以上に制限されないようにする観点から、損害賠償等の代替措置を講ずることができない選挙訴訟などでは、事情判決をすることができないものとする考え方があるかどうか。

この考え方については、たとえば、事情判決の場合に行政の違法の判断がされることを評価すべきであり、事情判決の制度が濫用されてもいないとの指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

### 4 裁量の審査の充実

行政の裁量に対する裁判所の審査を充実させる観点から、たとえば、次のような考え方があるかどうか。

「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り」処分を取り消すことができるとする行政事件訴訟法第 30 条の規定について、これらの場合に限らず、比例原則や合理性の基準なども規定すべきであるとの考え方

行政事件訴訟法第 30 条の規定は、裁量審査を抑制する効果を持つおそれがあるから削除すべきであるとの考え方

費用便益分析手法などの客観的科学的な基準で裁量の審査をすべき旨の規定をする考え方

裁量基準及びその基準の適用の合理性を行政庁に主張立証させて行政庁の判断過程を明確にし、その判断の方法又は過程に誤りがある場合には処分が違法になるとの規定をすべきであるとの考え方

## 主な論点【審理手続・証明責任・判決、裁量の審査】

これらの考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 裁量は実体法の解釈の問題であり、裁量の司法審査の幅は多様であるから、考えられるものをすべて規定することは困難であるとの指摘

イ 社会の熟度や社会の流れによって裁量の幅が変わることに法律の規定が対応できるか検討する必要があるとの指摘

ウ 費用便益分析手法など、まだ未熟で進歩していく技術を審査の基準とすることは適切でないとの指摘

エ 裁量の審査は、実体法の趣旨に沿って個別具体的に検討する手法が判例で確立しており、行政事件訴訟法第 30 条の規定が裁量審査を抑制しているとはいえないとの指摘